

近江八幡市既存建築物耐震改修促進計画の中間点検の結果について (令和3年2月)

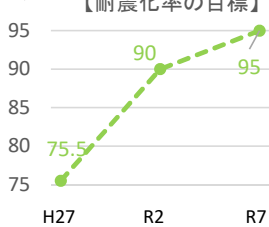
計画の概要

建築物の地震に対する安全性を高め、震災から市民の生命と財産を守ることを目的とする住宅・建築物の耐震化の促進に関する計画

耐震化の目標設定

【1. 住宅】

耐震化率(%) 【耐震化率の目標】



平成27年度	75.5%
総数	28,200戸
耐震性不十分	6,920戸
中間目標(令和2年度)	90.0%
目標(令和7年度)	95.0%

【3. 耐震診断義務付け対象建築物】

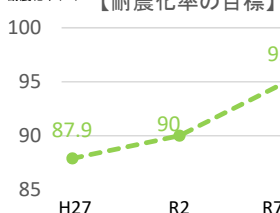
※耐震改修促進法の平成25年改正により耐震診断を義務化された建築物

平成27年度	36.4%	⇒	目標(令和7年度)
総数	11棟		おおむね全棟耐震化
耐震性不十分	7棟		

※一部の建築物は令和2年度までにおおむね全棟耐震化が目標

【2. 多数の者が利用する建築物】

耐震化率(%) 【耐震化率の目標】



平成27年度	87.9%
総数	589棟
耐震性不十分	431棟
中間目標(令和2年度)	90.0%
目標(令和7年度)	95.0%

基本的な取り組み方針 (H28.3)

- 「自らの命や財産は自ら守る」「地域防災対策を自らの問題としてとらえる」ことについて、市民の意識を深める。
- 県や地元自治会等と連携して、所有者にとって耐震化を行いやすい環境整備、負担軽減などの施策を講じる。
- 住宅等、従前計画で定めていた重点的に耐震化すべき建築物に加え、法改正により診断義務化となった建築物の耐震化の強化を図る。

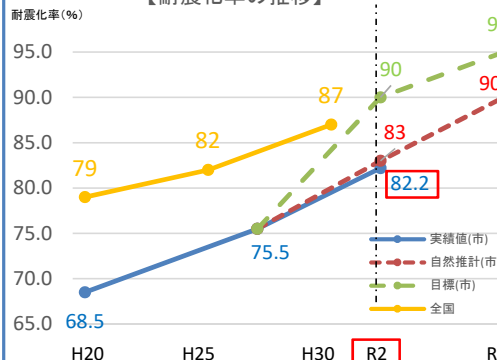
耐震化を進めるための施策

■ 既存住宅・建築物等の耐震化支援	H28~R2実績	R3計画
・ 木造住宅の無料耐震診断および無料補強案作成事業	耐震診断 96 件	30件
・ 木造住宅の耐震改修にかかる費用の補助事業	4 件	5件
・ 既存民間建築物の耐震診断にかかる費用の補助事業	0 件	2件
・ 既存ブロック塀等耐震対策事業	H30・R2実績 33 件	10件

■ 住宅・建築物の所有者や改修事業者に対する、耐震化に関する普及・啓発
・ 住宅所有者への戸別訪問による直接的な耐震化促進
・ 耐震診断実施者への補助制度説明による耐震化促進
・ 自治会行事、防災訓練等への出前講座(県と連携)
・ 啓発リーフレットの送付、広報誌やホームページによる普及啓発
・ 耐震診断員や耐震改修設計・施工者の育成のための講習会(県内連携)

中間点検結果 住宅・多数の者が利用する建築物【中間目標あり】

【1. 住宅】 【耐震化率の推移】



点検結果

中間目標未達成

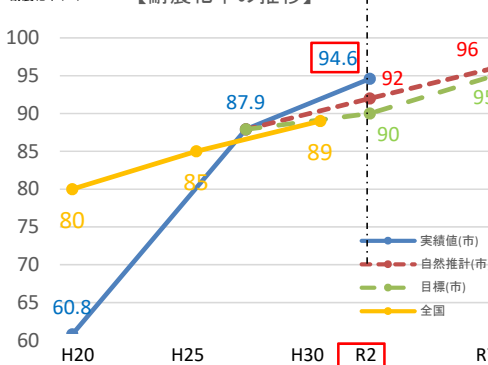
- 普及啓発や補助事業により一定の施策効果がみられるが中間目標は達成しなかった。
- 耐震改修の費用負担の大きさ、古い家への投資に対する抵抗感が主な要因と考えられる。

今後の対応

- 目標達成には今後5年間で約3,000戸の耐震改修等が必要。
- 昭和56年以前の団地での普及啓発を強化し目標近似値を目指す。

【2. 多数の者が利用する建築物】

耐震化率(%) 【耐震化率の推移】



点検結果

中間目標達成

- 老朽化による解体や使用中止等により危険な建築物は減少し、中間目標は達成した。
- 耐震化が図られていない公的建築物については個別方針(耐震改修又は解体)が既に決まっている。

今後の対応

- 従来の取組を継続した場合でも目標に近づくことが見込まれ、確実な目標達成を目指す。
- 耐震化が図られていない民間建築物への啓発強化として、支援制度の直接説明を実施する。

中間点検結果 耐震診断義務付け対象建築物【中間目標なし】

【3. 耐震診断義務付け対象建築物】

【3-1. 要緊急安全確認大規模建築物】

平成27年度	36.4%	⇒	現状(令和2年度末見込)	100.0%	=	目標(令和2年度)
総数	11棟		総数	6棟		全棟耐震化
耐震性不十分	7棟		耐震性不十分	0棟		

※法に定める、多数の者が利用する建築物等のうち、安全性を緊急に確認する必要がある大規模なもの

- ・ 建替え及び改修により全棟耐震化済

【3-2. 要安全確認計画記載建築物(防災拠点施設等)】

平成27年度	0%	⇒	現状(令和2年度末見込)	66.7%	⇒	目標(令和7年度)
総数	2棟		総数	3棟		おおむね全棟耐震化
耐震性不十分	2棟		耐震性不十分	1棟		
内 未診断	0棟		内 未診断	0棟		

※官公署等公益上必要な建築物で耐震化が必要として県計画に記載するもの

- ・ 対象建築物の内、市庁舎本庁と文化会館は耐震化完了
- ・ 残る1棟は安土町総合支所